

札幌市立幼稚園・学校における アレルギー疾患対応マニュアル

平成 22 年 3 月
令和 6 年 7 月改訂

札幌市教育委員会

目次

I 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)に基づく取組	(P1)
1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の性格	1
2 管理指導表の提出依頼	1
3 管理指導表の取扱い	1
II 取組実践までの流れ	(P2~6)
1 アレルギー対応の概要	2
2 取組の流れ(モデル例)	3
<参考資料>個別の取組プラン(食物アレルギー以外)【案・決定】	4
<アレルギー疾患に関する校内検討委員会における教職員の役割>	5
3 校内研修	6
III エピペン[®]の取扱い	(P7)
1 エピペン [®] とは	7
2 エピペン [®] の処方対象者	7
3 エピペン [®] の管理	7
IV 緊急時の対応	(P8~15)
1 アレルギー症状への対応手順(例:食物アレルギー)	8
A 園・学校内での役割分担	9
B 緊急性の判断と対応	10
C エピペン [®] の使い方	11
D 救急要請(119番通報)のポイント	12
E 心肺蘇生とAEDの手順	13
F 症状チェックシート	14
2 緊急時に備えるために	15

I 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) に基づく取組

1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の性格

園・学校は、アレルギー疾患の子どもに対する取組を進めるために、個々の子どもの症状等の特徴を把握しておく必要があります。

子どものアレルギーの状況等を把握する一つ的手段として、各園・学校においては、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(以下「管理指導表」という。)を活用することにより、必要な情報を把握し、実際の子どもの対応に生かすことができます。

管理指導表は、個々の子どもについてのアレルギー疾患に関する情報を担当医師が記載し、保護者を通じて園・学校が把握するものです。

園・学校は、園・学校において何らかの取組を希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求めることからアレルギー対応を開始し、子どもの在籍中において必要がなくなるまで対応を継続します。

表	食物アレルギー・アナフィラキシー、気管支ぜん息
裏	アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎

2 管理指導表の提出依頼

- 園・学校での取組を希望する保護者に対して、適宜、管理指導表の提出を求める。
- 「食物アレルギーのため学校給食において配慮が必要である」又は「アナフィラキシーの発症歴がある」、「エビペン[®]を処方されている」など、園・学校において配慮や管理が必要だと思われるが管理指導表を提出していない子どもがいる場合、園・学校は、保護者に対し管理指導表の提出を依頼する。
- 管理指導表を提出している子どもの症状等に変化があり、配慮や管理事項に変更が必要な場合は、改めて管理指導表の提出を求める。

3 管理指導表の取扱い

- ぜん息とアトピー性皮膚炎等、複数の診療科目を受診している場合は、必要に応じて、それぞれの担当医師に管理指導表の記載を依頼する。
- 症状や治療内容、園・学校生活上の配慮事項などの指示が変化しうる場合、記載する医師には、宿泊学習や水泳学習、調理実習等の活動を通して考えられる内容の記載を依頼する。
- 管理指導表は、アレルギー疾患のうち、アナフィラキシー及び食物アレルギーに該当する患者に対しては主治医と学校医が同一の場合を除き、保険適用となる。このことを踏まえ、保護者に管理指導表の提出を求める場合には、文書料がかかることを伝える。(医療機関により料金は異なる。)
- 管理指導表を受け取る際には、一部コピーして保護者に渡し、原版を園・学校が預かる。
- 進学する際には、管理指導表を保護者へ返却するとともに、内容に変更がないかどうかを主治医に必ず確認するよう依頼する。変更がない場合、管理指導表をそのまま活用するが、「受診医療機関名」、「医師の氏名」、「受診年月日」を聴き取り、管理指導表に記録する。
- 提供された情報を教職員全員で共有することを保護者及び子ども本人に説明し、事前に同意を得ておく。
- 管理指導表には子どもの個人情報に記載されているため、管理に十分注意する。
- 対応の必要がなくなった場合や対象の子どもが卒業や転出をする場合、管理指導表を保護者へ返却する。その際には、管理指導表により園・学校での管理を依頼していたことを進学先もしくは転入先に必ず申し出るよう保護者に伝える。

II 取組実践までの流れ

1 アレルギー対応の概要

保健調査票などの調査の実施や保護者からの申し出によるアレルギー疾患のある子どもの把握

(新1年生については就学時健康診断においてアレルギー疾患のある子どもを把握)

園・学校において何らかの配慮を希望する保護者との面談①

「管理指導表」を保護者へ配付

(保護者が担当医師に記入を依頼)

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」

- 担当医師による医学的診断に基づいた指示事項
- 具体的配慮事項・緊急時の対応

学校内での取組の検討や具体的な準備

(管理指導表の提出を受けた後の対応)

<アレルギー疾患に関する校内検討委員会>

- 役割**
- 管理指導表を基にしたアレルギー疾患のある子どもの健康管理や対応について検討する。
 - 「個別の取組プラン(案)」を作成する。
 - 園・学校内外の支援体制や救急体制を整備する。
 - 校内研修を計画し、実施する。

<個別の取組プランとは>

- ① アレルギー疾患のある子どもへの取組に対する学校の考え方
- ② 取組実践までの流れ
- ③ 緊急時の対応体制
- ④ 個人情報の管理及び教職員の役割分担
- ⑤ 具体的な取組内容(個々の子どもで異なる内容)

- 開催時期**
- 入学前又は新年度の早い段階に開催する。
 - 園・学校で新たにアレルギーを発症するなど、緊急の対応を検討する必要がある場合に開催する。
 - 校外行事、宿泊行事の前などに開催する。
 - 担当医師の指示や配慮事項に変更がない場合にも定期的に開催し、対応が適切かどうか確認する。

- 構成**
- 園長・校長、副校長、教頭、学校医、保健主事、学年主任、学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士、部活動顧問(アレルギー疾患のある子どもが所属する場合)等

保護者との面談②

(子どもの疾患の状態に対する理解と管理指導表を基にした学校での対応内容の確認・調整)

「個別の取組プラン」の決定

教職員への周知と共通理解

- 子どもの対応方法
- 管理指導表やエピペン[®]の保管
- 緊急時の対応等

- 取組を評価し、「個別の取組プラン」を改善する。
- 緊急対応を行った場合、事後の検証・改善を行う。

2 取組の流れ(モデル例)

- 2 -

(1) アレルギー疾患のある子どもの把握

- (A) 学校は、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は、就学時健康診断又は入学説明会の機会などに申し出るよう保護者に促します。
- (B) 学校は、新年度の早い段階で、アレルギー疾患の子どもに対する取組について相談を受け付ける旨の保護者あて通知を配付します。
- (C) 定期健康診断又は幼稚園・学校生活の中で把握したアレルギー疾患については保護者に伝えるとともに、配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう保護者に促します。

※(A)～(C)により、園・学校で把握したアレルギー疾患のうち、学校保健調査票(又は「園・学校における幼児児童生徒のアレルギー疾患等に関する調査」)の調査対象である疾患については、同調査にて市教委あて報告します。(校務支援システム導入校では、【保健管理】機能:アレルギーにて登録)

(2) 対象となる子どもの保護者への管理指導表の配付・回収

- (A) により保護者からの申し出があった場合、学校は保護者に管理指導表を配付し、学校へ提出するよう要請します。
- (B) により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配付し、学校への提出を要請します。

※管理指導表は、アレルギー疾患のある子ども全員の保護者に提出を求めるものではありません。また、保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は原則提出の対象外となります。

- ① 担当医師による管理指導表の記載
- ② 保護者が入学予定校(在籍校)に管理指導表を提出
- ③ 必要に応じて、さらに詳細な資料の提出を依頼
- ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出
(③④の過程を②と同時に実施すると効率化を図ることができる。)

(3) 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備

- 校長、副校長、教頭、学級担任(学年主任)、養護教諭、栄養教諭・栄養士等が、管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「個別の取組プラン(案)」を作成します。
- 養護教諭、栄養教諭・栄養士等が中心となり、取組の実践に向けた準備を行います。

- ① 個々の子どもの病型・症状等に応じた緊急体制の確認(医療機関・保護者との連携)
- ② アレルギー取組対象児童生徒の一覧表の作成(以後、「個別の取組プラン(案)」とともに保管)など

(4) 保護者との面談

- 「個別の取組プラン(案)」について、保護者と協議し「個別の取組プラン」を決定します。

(5) 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解

- 教職員全員が個々の児童生徒の「個別の取組プラン」の内容を理解します。

- ① 「個別の取組プラン」に基づく取組の実施

(6) 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」での中間報告

- 「個別の取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討します。この際、必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「個別の取組プラン」を修正します。
- 「アレルギー疾患に対する取組報告会」は、必ずしも新たな組織を立ち上げる必要はなく、取組に関係する可能性のある教職員全員が会する場をもって充てることも可能です。

<参考資料> 個別の取組プラン(食物アレルギー以外)【案・決定】

※食物アレルギーについては、「食物アレルギー個人調査票」(「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に掲載)を活用する。

- ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を基に作成する。
- ・保護者との面談などにより具体的に記入する。
- ・個別の取組プランを決定し、保護者に説明のうえ、同意を得て、記名を依頼する。

決定日 令和 年 月 日

名前	年 組 番 名前	性別(男・女)
生年月日	平成 令和 年 月 日生	
保護者名		
住所		
電話番号		

原因物質					
発生時の症状	アナフィラキシーの有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
緊急時の対応	<input type="checkbox"/> 保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 救急車要請 <input type="checkbox"/> 処方薬あり <input type="checkbox"/> エピペン®あり <input type="checkbox"/> その他() 詳細				
学校生活における留意点	運動				
	行事				
	その他				
薬剤使用時の留意事項	使用薬剤	<input type="checkbox"/> 本人(保管場所:)			
	管理方法	<input type="checkbox"/> 学校(保管場所:)			
	使用上の留意事項	<input type="checkbox"/> その他()			
保護者記入欄	緊急連絡先	名前	続柄	電話番号(○をつけてください)	
				(自宅・携帯・職場)	
				(自宅・携帯・職場)	
				(自宅・携帯・職場)	
	医療機関連絡先	医療機関名(診療科)		担当医師名	電話番号

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

令和 年 月 日 保護者名

＜アレルギー疾患に関する校内検討委員会における教職員の役割＞

① 園長・校長・副校長・教頭

- ・園長・校長のリーダーシップの下、アレルギー疾患のある子どもに対応するための組織が有効に機能するよう、園・学校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。
- ・「個別の取組プラン」の最終決定及び教職員の共通理解を図る。
- ・保護者との面談の際、園・学校のアレルギー対応に関する基本的な考え方を説明する。

② 学校医

- ・医学的な知見から園・学校を支援し、園・学校と地域の医療機関とのつなぎ役になる。
- ・健康診断等からアレルギー疾患の子どもの発見に努める。
- ・専門的な立場から健康相談や保健指導を行う。
- ・可能な限りアレルギーに関する研修会での講義や指導助言等を行う。

③ 学年主任・保健主事・保健担当者

- ・アレルギー疾患の子どもに対し、組織的に対応するための連絡調整を行うとともに、アレルギー疾患の子どもの活動と園・学校全体との活動の調整や、関係機関との連携を図る。
- ・「個別の取組プラン」の作成に当たって、取りまとめや意見の調整を行う。

④ 学級担任等

- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患のある子どもの情報を的確に把握する。
- ・養護教諭や栄養教諭・栄養士等と連携し、「個別の取組プラン（案）」を作成する。
- ・アレルギー疾患のある子どもが安全、安心な園・学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ・日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。
- ・養護教諭や栄養教諭・栄養士と連携し、本人や周りの子どもへの保健指導や健康相談を行う。

⑤ 養護教諭

- ・学級担任や栄養教諭・栄養士等と連携し、「個別の取組プラン（案）」を作成する。
- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患のある子どもの情報を的確に把握する。
- ・学級担任や栄養教諭・栄養士等と連携し、本人や周りの子どもへの保健指導や健康相談、保健管理を行う。
- ・担当医師、学校医等、医療機関との連携において、中核的な役割を果たす。
- ・学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。
- ・アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。

⑥ 栄養教諭・栄養士

- ・学級担任や栄養教諭・栄養士等と連携し「個別の取組プラン（案）」を作成する。
- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患のある子どもの情報を的確に把握する。
- ・学級担任や養護教諭等と連携し、本人や周りの子どもへの指導や相談を行う。
- ・給食対応（詳細な献立表の作成、混入事故のない調理の管理、調理員との連携等）を行う。

⑦ 給食・食育の担当者

- ・食物アレルギーのある子どもの実態を把握し、教職員の共通理解を図る。
- ・学級担任や養護教諭、栄養教諭・栄養士等と連携し、本人への食に関する指導や周りの子どもへの指導を行う。
- ・給食調理校との連絡調整を行う。

3 校内研修

アレルギー疾患の子どもについて、教職員が正しく理解して情報を共有するとともに、誰もが緊急時に適切に対応できるよう、校内研修を実施します。

校内研修では、個別の取組プランや管理指導表、本マニュアル、国のガイドラインなどを活用して、教職員全員で共通理解を深めます。

(1) 研修内容(例:食物アレルギー)

① 食物アレルギーの知識と理解

- 食物アレルギーについて … 定義・頻度・原因・症状・治療
- アナフィラキシーについて … 定義・頻度・原因・症状・治療

② 園・学校内及び関係機関との連携

- 該当する子どもの情報収集及び家庭・医療機関との連携について
- 管理指導表や個別の取組プランについて

③ 園・学校生活における留意点について

- 該当する子どもの対応について
 - ・ 該当する子どもの症状や原因物質
 - ・ 給食などの食事について
 - ・ 給食以外の対応について
- 周囲の子どもの対応について

④ 緊急時の対応

- 対応の仕方
 - ・ 主な症状
 - ・ 教職員の役割分担
 - ・ 緊急時のシミュレーション
(救急車要請、エピペン[®]準備、AED準備、救急処置、教職員の動きなど)
 - ・ エピペン[®] (※1) の実技研修
(使用に関する法的解釈、使用のタイミング、使用手順、保持者と保管場所の確認)

(2) 研修時期

- 年度初め(学校給食を実施している場合は給食開始まで)には必ず教職員全員の共通理解を図ります。
- 校外行事や宿泊を伴う行事の前など必要に応じて研修を行います。
- 子どもの状態が変わった時やヒヤリハット(※2)事例があった時は、必ず報告し、教職員全員で共通理解を図ります。

※1 エピペン[®]の借用：「エピペン練習用トレーナーの無償貸与に関するご案内」

ファイザー株式会社ホームページ <http://www.epipen.jp/teacher/>

※2 ヒヤリハットとは：幸い事故には至らずに済んだが、「ひやりとする」又は「はっとする」というような危ないことが起こった事象のことである。ハインリッヒの法則では、1件の事故の裏に29件の軽傷事故、300件の無傷事故があると言われている。重大な事故を未然に防ぐためには、この300件のヒヤリハットを集め、事前の対策と危険の認識を深めることが大切である。

III エピペン[®]の取扱い

1 エピペン[®]とは

エピペン[®]は、アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合、直ちに医療機関での治療を受けることができない状況下にいる者に対し医師が処方する緊急補助治療薬（アドレナリン自己注射薬「商品名エピペン[®]」）です。

2 エピペン[®]の処方対象者

エピペン[®]は、過去にアナフィラキシーショックの既往がある者で、症状の進展が早くて時間的に猶予のない者、致死的なアナフィラキシーを経験している者、近隣の医療機関が遠く緊急時にすぐに対応してもらえない者などに処方されます。

- 子どもがエピペン[®]の処方を受けている場合には、エピペン[®]に関する一般的知識や処方を受けている子どもに関する情報を教職員全員が共有しておく必要があります。これは、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して、教職員誰もが適切な対応をとるために不可欠なことです。

3 エピペン[®]の管理

- 子どもがアナフィラキシーショックに陥ったときにエピペン[®]を迅速に注射するためには、子ども本人が携帯・管理することが基本です。

※ 子ども自身がエピペン[®]を保管する場合、教職員は、活動場所に応じて、子どもとともに保管場所と保管方法を確認する。

- 子どもの在校中に、園・学校が子どもに代わってエピペン[®]の管理を行う場合には、園・学校の実情に即して、担当医師、学校医、学校薬剤師の指導の下、保護者と十分に協議し、管理方法を決定します。

※ 園・学校が子どもに代わってエピペン[®]を保管する場合、園・学校は、エピペン[®]の保管場所について、教職員全員に周知徹底する。

- エピペン[®]は含有成分の性質上、次のような保管が求められています。

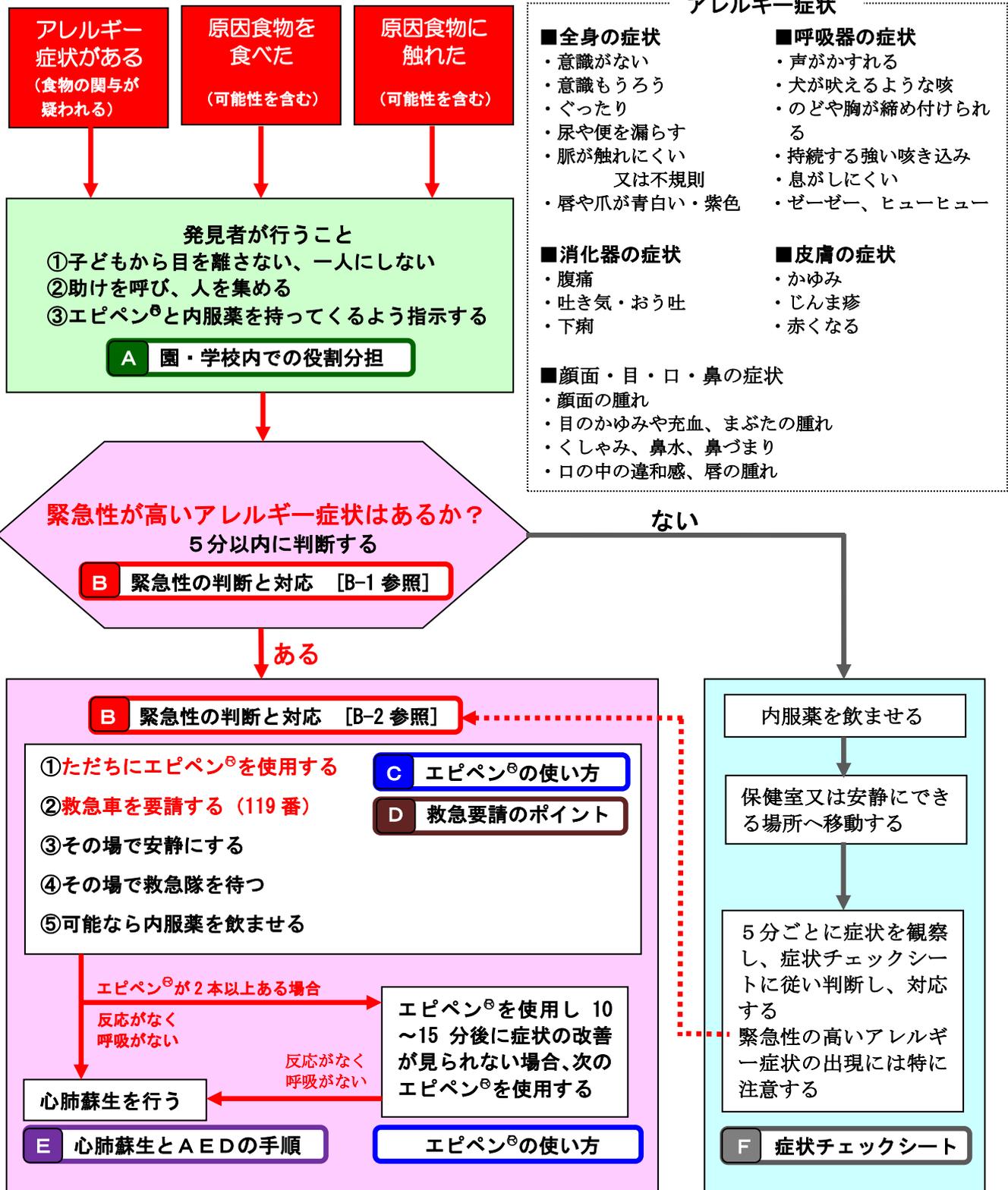
- ① 光で分解しやすいため携帯用ケースに収められた状態で保管し、使用するまで取り出すべきではない。
- ② 15℃～30℃で保管することが望ましく、冷所又は日光のあたる高温下等に放置すべきではない。

- 管理方法の決定にあたっては、以下の2点を確認しておきます。

- ① 園・学校における管理体制
- ② 保護者が行うべき事柄(有効期限、破損の有無等の確認)など
 - ※ 園・学校は、保管中に破損が生じないように注意するが、破損等が生じた場合の責任は負いかねるなど

IV 緊急時の対応

1 アレルギー症状への対応の手順 (例：食物アレルギー)



A

園・学校内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う

発見者「子どもの異常に気付く」

- 子どもから離れず観察、声がけをする
- 助けを呼び、人を集める
 - () 大声又は、他の子どもに呼びに行かせる
 - () 内線電話や携帯電話に応援を要請する
(救急車及びエピペン[®]・AEDの準備を含む)

【発見者が子どもである場合に備えて】
子どもに対し、8ページの「アレルギー症状」を理解させるとともに、アレルギーと思われる症状から体調に異常のある友人に気付いた場合には、周囲の教職員に知らせることを日頃から指導しておく

発見者以外に誰もいない場合

発見者

- 救急車を要請 (119番通報)
- エピペン[®]の使用又は介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

発見者以外に複数の教職員が対応する場合

発見者「観察」

- 教職員A・Bに「準備」「連絡」を依頼
- 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン[®]の使用又は介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

管理・監督者 (園長・校長など)

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認及び指示
 - () 119番通報
 - () エピペン[®]の準備
 - () AEDの準備
 - () 内服薬の準備
 - () 保護者への連絡
 - () さらに人を集める
(校内放送など)
 - () 記録
- エピペン[®]の使用又は介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

教職員A「連絡」

- 救急車を要請する (119番通報)
- 管理者を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集める
(校内放送など)

※エピペン[®]・AED・内服薬等の準備や使用については、学校ごとに教職員の役割を分担しておく

教職員B (養護教諭など) 「準備」

- 「札幌市立幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を持ってくる
- (提出されている場合)「管理指導表」を持ってくる
- エピペン[®]の準備
- AEDの準備
- 内服薬の準備
- エピペン[®]の使用又は介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

教職員C「記録」

- 観察を開始した時刻を記録
- エピペン[®]を使用した時刻を記録
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 5分ごとに症状を記録

教職員D～F 「その他」

- 他の子どもへの対応
- 救急車の誘導

【教育委員会あて報告】

- ・「アナフィラキシーのような重篤な症状の発生」又は「エピペン[®]を注射した場合」、「救急搬送した場合」
→ 教育推進課保健係 (Tel.211-3841)
- ・「給食由来のアナフィラキシー発症(誤食を含む)」
→ 学校給食課栄養指導担当 (Tel.211-3713)

B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ただちに119番通報する！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い・紫色

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い (がまんできない) お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

一つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

①ただちにエピペン®を使用する！

⇒ **C** エピペン®の使い方

②救急車を要請する (119番通報)

⇒ **D** 救急要請のポイント

③その場で安静にする (下記の体位を参照)

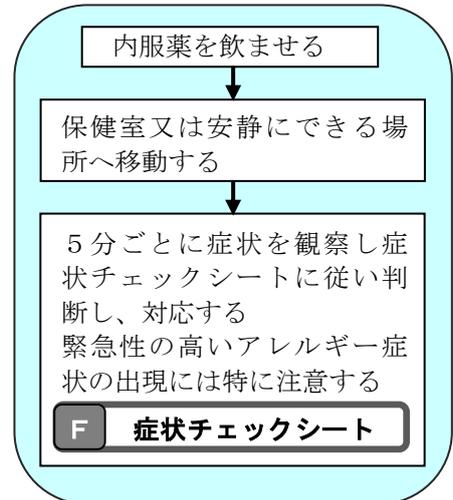
- ・声かけをしながら観察する
- ・立たせたり、歩かせたりしない! 背負ったりしない!
(やむを得ず移動する場合は担架を使用する)

④その場で救急隊を待つ

⑤可能なら内服薬を飲ませる

◆エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する (2本以上ある場合)

◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ⇒ **E** 心肺蘇生とAEDの手順



《安静を保つ体位》

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく、仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、
エピペン[®]を取り出す

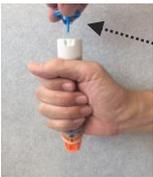
② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け。利き手で持つ
“ゲー”で握る！

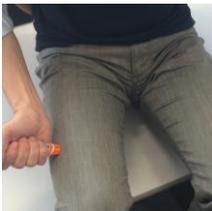
← オレンジ色のニードルカバー

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽く当て、
“カチッ”と音がするまで本体を
強く押し当てそのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押し付けたまま五つ数える！

⑤ 確認する



使用前

使用后

エピペン[®]を太ももから離し、オ
レンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

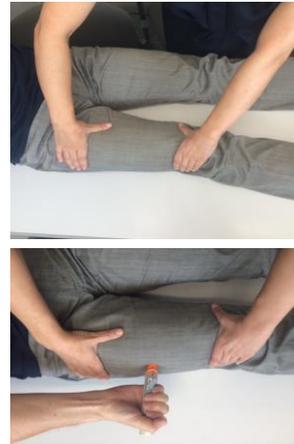
伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を 10 秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子どもの太ももの
付け根と膝をしっかり抑え、
動かないように固定する

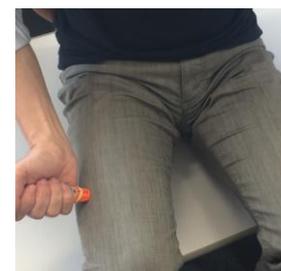
注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



D

救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、消防です
火事ですか？
救急ですか？

①救急であることを伝える

救急です。



住所はどこ
ですか？

〇区〇条〇丁目
〇〇〇園・学校
です。



②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、園・学校名をあらかじめ記載しておく



どうし
ましたか？

8歳の児童が
給食を食べたあと、
呼吸が苦しいと
言っています。



③「いつ、だれが、どうして、現在 どのような状態なのか」をわかる 範囲で伝える

エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を
伝える



あなたの名前と連絡先を
教えてください。

私の名前は
〇×□です。
電話番号は…



④通報している人の氏名と連絡先を 伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

- 向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくる場合があります。
 - ・ 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておきます。
 - ・ 救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞きながら対応します。
- 園・学校の玄関に救急車の誘導係を配置します。
- 救急隊に渡すため、「管理指導表」等を準備します。

E

心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、又は子どもに普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしている
ようなら、観察を続けながら
救急隊の到着を待つ

④必ず胸骨圧迫！可能なら人工呼吸！

※胸骨圧迫30回の後に、人工呼吸を2回行う
ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

(AEDの機種によっては、操作方法
が異なる場合がある)

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（少なくとも100回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

【人工呼吸のポイント】

- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

【AED装着のポイント】

- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る
- ◎成人用と小児用の二種類の電極パッドが入っている機種や、成人用モードと小児用モードの切り替えのある機種があるが、小学生以上には、成人用の電極パッド（成人用モード）を使用する
- ◎「ショックは不要です」などの音声メッセージが流れた場合は、直ちに胸骨圧迫を再開する

【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子どもに触れないように周囲に声をかける



【ショックのポイント】

- ◎誰も子どもに触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

F

症状チェックシート

- ◆ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆ の症状が一つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻 (時 分) 内服した時刻 (時 分) エピペン®を使用した時刻 (時 分)

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい又は不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い・紫色		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返して吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み(がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が一つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		一つでもあてはまる場合	一つでもあてはまる場合

① ただちにエピペン®を使用する！
 ② 救急車を要請する (119 番通報)
 ③ その場で安静を保つ
 ・ 声かけをしながら観察する
 ・ 立たせたり、歩かせたりしない！
 背負ったりしない！
 (やむを得ず移動する場合は担架を使用する)
 ④ その場で救急隊を待つ
 ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 [B-2 参照]

ただちに救急車で医療機関へ搬送

① 内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
 (症状が明らかに進行性であり、エピペン®を携行していない場合は救急車を要請する)
 ② 速やかに医療機関を受診する (救急車を要請も考慮)
 ③ 医療機関に到着するまで5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が一つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに医療機関を受診

① 内服薬を飲ませる
 ② 少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、注意深く経過観察

2 緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点に御留意ください。

- 幼稚園・学校では、「アレルギー疾患に関する校内検討委員会(学校給食に係る内容については『食物アレルギー対応委員会』)」を設置してください。
- 教職員の研修計画を策定してください。札幌市等が実施する研修を受講し、本マニュアルや各種ガイドライン※を参考として、園・学校内での研修を実施してください。
- 緊急対応の可能性がある子どもを把握し、管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や担当医師からの情報等を教職員全員で共有してください。
- 緊急時に適切な対応ができるように、本マニュアルを活用して教職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- 緊急時にエピペン[®]、内服薬を確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- エピペン[®]や内服薬を処方されていない(持参していない)子どもへの対応が必要な場合も、基本的には「1 アレルギー症状への対応の手順」(P8)に従って判断してください。その場合、「エピペン[®]使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。



※各種ガイドライン

- ・「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」(平成26年9月改訂札幌市教育委員会発行)
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(令和元年度改訂公益財団法人日本学校保健会発行)

※参考文献

- ・P8～P15は東京都の許諾を得て「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を基に作成いたしました。
【承認番号26健研健第974号】
- ・「学校における食物アレルギー対応の進め方」(平成26年9月北海道教育委員会発行)
- ・「神戸市児童生徒等アレルギー疾患対応マニュアル」(平成25年3月神戸市教育委員会発行)